

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成17年3月25日京都市条例第91号)(保健福祉局生活福祉部保険年金課)

次のとおり、本市国民健康保険事業について、保険料の賦課の適正化を図るため必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 基礎賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額の算定方法の変更

改 正 前	改 正 後
同一世帯に属する被保険者が当該年度分として納付した、又は納付すべき住民税額に所得割の保険料率を乗じて算定する方法	同一世帯に属する被保険者に係る賦課期日に属する年の前年の所得に係る総所得金額及び山林所得金額の合計額から地方税法第314条の2第2項に規定する額(現行330,000円)を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額に所得割の保険料率を乗じて算定する方法

2 経過措置

上記1の措置を講じることにより住民税が課されていない世帯のうち一部の世帯の保険料の負担が増加することから、同一世帯に属するすべての被保険者が平成17年度分又は平成18年度分の住民税を課されていない場合における当該同一世帯に係る保険料の納付義務者に対しては、市長が定める基準に従い、それぞれ平成17年度分又は平成18年度分の保険料を減額するとともに、基礎賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率の算定方法を変更します。

この条例は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の保険料から適用することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第91号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「被保険者」を「被保険者としない者」に改める。

「第2章の2 被保険者」を「第2章の2 被保険者としない者」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第12条第1項を次のように改める。

前条の所得割額は、同一世帯に属する被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。この場合において、同法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額の算定については、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

第14条第1項第1号中「住民税額」を「基礎控除後の総所得金額等」に、「第29条の7第2項第6号ただし書」を「第29条の7第2項第4号ただし書」に改める。

第14条の4前段中「が当該年度分として納付した、又は納付すべき住民税額」を「に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改め、同条後段を削る。

第14条の6第1項第1号中「住民税額」を「基礎控除後の総所得金額等」に、「第29条の7第4項第5号ただし書」を「第29条の7第4項第4号ただし書」に改める。

第16条第1項中「6月1日」を「6月10日」に改める。

附則第5項の見出し中「減額」を「算定」に改め、同項中「における」の右に「第12条第1項並びに」を加え、「については、」の右に「第12条第1項前段中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同項後段中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は控除後の長期譲渡所得の金額」と、」を加え、「同条第1項」を「第17条の2第1項」に改める。

附則第6項の見出し中「減額」を「算定」に改め、同項後段中「金額」と、」の右に「「同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得」とあるのは「同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得」と、「控除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「控除後の短期譲渡所得の金額」と、」を加える。

附則第7項の見出し中「減額」を「算定」に改め、同項中「における」の右に「第12条第1項並びに」を加え、「適用については、」の右に「第12条第1項前段中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第33条の3第1項に規定す

る土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同項後段中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、」を加え、「同条第1項」を「第17条の2第1項」に改める。

附則第8項の見出し中「減額」を「算定」に改め、同項中「における」の右に「第12条第1項並びに」を加え、「適用については、」の右に「第12条第1項前段中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第7項において準用する同条第1項又は同法附則第35条の3第12項において準用する同条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。)」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同項後段中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第7項において準用する同条第1項又は同法附則第35条の3第12項において準用する同条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。)」と、」を加え、「同条第1項中」を「第17条の2第1項中」に改める。

附則第9項の見出し中「減額」を「算定」に改め、同項中「における」の右に「第12条第1項並びに」を加え、「適用については、」の右に「第12条第1項前段中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。)」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同項後段中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の4第1項に規定する

先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。)」と、」を加え、「同条第1項中」を「第17条の2第1項中」に改める。

附則第13項に次の2項を加える。

(平成17年度分及び平成18年度分の保険料の減額の特例)

- 14 同一世帯に属するすべての被保険者が平成17年度分又は平成18年度分の住民税を課されていない場合においては、当該同一世帯に係る保険料の納付義務者に対して、市長が定める基準に従い、それぞれ平成17年度分又は平成18年度分の保険料を減額することができる。

(平成17年度及び平成18年度の保険料率の特例)

- 15 平成17年度及び平成18年度における第14条第1項及び第14条の6第1項の規定の適用については、第14条第1項第1号中「100分の46」とあるのは「100分の47.56」と、同項第2号中「100分の39」とあるのは「100分の37.87」と、同項第3号中「100分の15」とあるのは「100分の14.57」と、第14条の6第1項第1号中「100分の46」とあるのは「100分の47.43」と、同項第2号中「100分の39」とあるのは「100分の37.97」と、同項第3号中「100分の15」とあるのは「100分の14.60」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成17年度分の保

険料から適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)